

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月24日

【会社名】 積水ハウス株式会社

【英訳名】 Sekisui House, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼CEO 社長執行役員
仲井嘉浩

【本店の所在の場所】 大阪市北区大淀中一丁目1番88号

【電話番号】 06(6440)3111番(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレート管理部長 河村直樹

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂四丁目15番1号

【電話番号】 03(5575)1700番(代表)

【事務連絡者氏名】 業務役員IR部長 川畑弘幸

【縦覧に供する場所】 積水ハウス株式会社IR部
(東京都港区赤坂四丁目15番1号)
積水ハウス株式会社東京西支店
(東京都新宿区西新宿三丁目6番11号)
積水ハウス株式会社神奈川東支店
(横浜市西区みなとみらい三丁目7番1号)
積水ハウス株式会社埼玉中央支店
(さいたま市大宮区桜木町一丁目7番5号)
積水ハウス株式会社千葉支店
(千葉市中央区問屋町1番35号)
積水ハウス株式会社名古屋東支店
(名古屋市中区栄三丁目18番1号)
積水ハウス株式会社神戸支店
(兵庫県明石市大明石町二丁目1番32号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注) は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所では
ありませんが、株主等の便宜のために備置しています。

1【提出理由】

2026年4月23日開催の当社第75回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年4月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金72円 総額46,685,496,672円

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年4月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 47,000,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 47,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

グループ会社の採用強化に向けた採用業務支援を目的として、職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく有料職業紹介事業を営むことを可能とすべく、定款第2条（目的）に事業目的を追加する。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、仲井嘉浩、田中聡、石井徹、大村泰志、吉丸由紀子、北沢利文、中島好美、阿部伸一、黒田由貴子の9名を再選し、野間賢を新たに選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、荻野隆を再選し、花田信夫を新たに選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	4,860,282	4,043	0	98.65%	可決
第2号議案	4,860,282	4,726	0	98.65%	可決
第3号議案					
仲井 嘉浩	4,755,533	106,697	2,093	96.52%	可決
田中 聡	4,779,056	85,265	0	97.00%	可決
石井 徹	4,844,180	20,147	0	98.32%	可決
大村 泰志	4,844,349	19,978	0	98.32%	可決
野間 賢	4,844,254	20,073	0	98.32%	可決
吉丸 由紀子	4,847,391	16,939	0	98.39%	可決
北沢 利文	4,825,447	38,883	0	97.94%	可決
中島 好美	4,846,634	17,697	0	98.37%	可決
阿部 伸一	4,846,450	17,881	0	98.37%	可決
黒田 由貴子	4,840,820	23,510	0	98.25%	可決
第4号議案					
荻野 隆	4,746,738	117,150	0	96.35%	可決
花田 信夫	4,856,934	6,959	0	98.59%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は、次のとおりです。

第1号議案

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成

第2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成

第3号議案及び第4号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分並びに株主総会当日に出席のうえ賛成の意思表示が確認できた一部の株主の議決権の数の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、それら以外の株主の議決権については、賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に加算しておりません。

以上